

第7期さくら市介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

| 第7期介護保険事業計画に記載の内容 |  |   | H30年度(年度末実績)  |   |  |  |  |   |
|-------------------|--|---|---|---|--|--|--|---|
| 大区分               | 中区分  | 現状と課題   | 第7期における具体的な取組   | 目標<br>(事業内容、指標等)  | 実施内容   | 自己評価   | 自己評価の理由  | 課題と対応策  |
| ①自立支援・介護予防・重度化防止  | ①自立支援・介護予防・重度化防止   | ○介護予防に関する情報提供や介護予防に資する各種活動を、パンフレット・ホームページ、イベント等を活用し情報を提供していく必要がある。<br>○地域の特性やニーズを十分に把握し、既存のサービスや社会資源を活用し、介護予防・重度化防止を図る。   | ○イベント等におけるパンフレット配布<br>○介護予防・生活支援サービス事業および一般介護予防事業<br>○総合事業の推進 | ①パンフレットやホームページ、他機関と連携等による普及啓発   | 介護予防・生活支援サービス事業の理解を介護事業所や住民に周知させるため、事業所説明会や広報を活用した。<br>①健康まつり福祉まつりにて合計300部パンフレット配布、ホームページによる周知 | △  | 既存のサービスの利用ができたが、訪問型サービスAの実施ができなかった。  | 平成30年度より実施予定であった訪問型サービスAおよび通所型サービスAの参入事業者がなかったため、改めて事業所と内容について協議し、基準及び内容を一部変更し平成31年4月より実施する。しかし、訪問系サービス事業所の撤退等により訪問型サービスAを実施することが難しくなった。今後も訪問介護および介護予防訪問介護サービスの需要増加が見込まれることから、サービス供給基盤の確保に努める必要がある。 |
|                   |  |   |   | ②水中運動教室等二次予防対象者事業の開催  | ②水中ゆゆうウォーキング 12回<br>はつらつ元氣塾 12回  |  |  |   |
|                   |  |   |   | ③健康診査、健康相談の実施   | ③保健センターで実施の総合健診および医療機関で受診する人間ドック、市内指定医療機関受診する基本健診(後期高齢者のみ)が選択できる。                              |  |  |   |
|                   |  |   |   | ④総合事業(通所型A・訪問型A)に係る事業所説明会   | ④11月21日実施参加事業所 28事業所。平成30年度より訪問型サービスAおよび通所型サービスAを実施予定であったが、参入する事業者がなかった。                       |  |  |   |
| ①自立支援・介護予防・重度化防止  | ②生活支援体制整備  | ○生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の生活支援、介護予防に係るニーズの把握及びサービスの創出、養成、地域包括支援センターとのネットワーク構築を図る。<br>○地域資源の開発を目的とした生活支援協議会(構成:行政機関・生活支援コーディネーター・地域の関係者等)を設置し、不足するサービスの充実や、担い手の養成、活動する場の確保など、地域資源の開発を推進する必要がある | ①生活支援コーディネーターの活用  | ①高齢者の生活支援及び介護予防に係るニーズの把握やサービスの創出及びサービスの担い手の養成、地域包括支援センターや市内関係機関とのネットワーク構築、高齢者のニーズとサービスのマッチングを目的としH29年配置。  | ①月2~4回 各地域サロンへ出席(約40か所)  | ○  | 継続的な制度利用のための要件整備が整い、利用に繋がっている  | 市全体の生活支援の周知は図られているが、今後は生活支援協議会、地域包括支援センター管轄単位の第2層生活支援協議会を設置し、よりきめの細かい生活支援施策を提案していく。   |
|                   |  |   | ②生活支援協議会の推進   | ②生活支援、介護予防サービスの体制整備に向けてH29年設置。  | ②5月・10月に協議会開催  |  |  |   |
|                   |  |   | ③生活支援サービスの推進  | ③高齢者が地域の中で自立した生活が送れるように様々なサービスを行う。<br>1)給食サービス<br>2)紙オムツ給付券<br>3)福祉タクシー利用料助成<br>4)高齢者等生活支援サービス事業<br>5)日常生活用具給付<br>6)緊急通報装置貸与事業<br>7)緊急情報キット給付事業 | ③1)利用者数35人<br>2)利用者242人<br>3)利用者380人<br>4)利用者数14人<br>6)利用者102人<br>7)配布者502人                    |  |  |   |
| ③認知症施策            | 塩谷管内自治体と認知症ケアパスを作成し、適切なサービス提供体制の構築を目指す。また、認知症の正しい理解のために認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の配置、認知症サポーター養成講座を普及させる必要がある。 | ①認知症の普及啓発   | ①認知症サポーター養成講座の受講者数<br>H27 1,811人 H28 2,317人 H29 3,079人        | ①認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人に対し適切な支援が行われるよう、市民のみでなく医療・福祉等の専門職等の連携を図るための取り組みをおこなう。<br>①認知症サポーター養成講座 H30年度 4,100人  | ○  | 認知症サポーター養成講座は、多世代に実施することができた。また、その受講者を認知症カフェでのスタッフとし地域での見守り体制づくりを図ることが出来た。 | ①認知症サポーター養成講座を市内全小学校で実施し、早い段階から認知症についての知識を得ることができるよう学校等と連携を図った。今後は、認知症を身近として考える世代や職域等での普及啓発をしていく必要がある。<br>②認知機能の向上、早期診断のため少人数制で実施している。教室に参加するために乗合タクシーで来所する方もいるがその方の認知機能状況では乗合タクシーは難しい。必要に応じての来所方法を検討する必要がある。<br>③認知症の方や家族が自由に来所し相談できる場が少ない。認知症カフェを開設するための助成金をおこなうことでより質の高いカフェが開設できると思われる。 |   |
|                   |  | ②認知症の早期診断・早期対応体制の整備   | ②認知症予防教室事業参加者数(実人数)<br>H27 未実施 H28 未実施 H29 34人                | ②認知症予防教室事業参加者数(実人数)<br>H30年度 20人  |  |  |  |   |
|                   |  | ③地域での日常生活・家族支援の強化   | ③認知症カフェの開設数<br>H27 0か所 H28 0か所 H29 1か所                        | ③認知症カフェの開設数<br>H30年度 2か所  |  |  |  |   |
| ②介護給付適正化          | ○健全な介護保険制度を運営するためには、介護給付を必要とする利用者を適切に認定したうえで、適正なサービスを事業者が適切に提供するよう促すことが必要である。                              | ①要介護認定の適正化  | ①認定調査票の点検を全件実施する。   | ①H30.4.1~H313.11 1148件点検実施済み  | △  | 実施できていない部分がある  | 自立支援に向けた適切なケアプランの作成がされているか点検等を行い、点検結果を踏まえ地域課題を把握し、適正化に向けた施策展開の検討を図る必要がある。  |   |
|                   |  | ②ケアプラン点検  | ②国保連の適正化システムを活用して対象者を抽出し実施する。                                 | ②未実施  |  |  |  |   |
|                   |  | ③住宅改修等の点検   | ③住宅改修や福祉用具購入の事前調査を行い、疑義のある場合は、ケアマネジャーや施工業者に確認する。              | ③住宅改修151件、福祉用具(受領委任)104件  |  |  |  |   |
|                   |  | ④医療情報との突合、縦覧点検  | ④国保連から提供されるリストを確認し、疑義のある場合にはサービス事業所等に確認する。                    | ④未実施  |  |  |  |   |
|                   |  | ⑤介護給付費通知送付  | ⑤年2回介護サービス費受給者へ給付通知を送付する。                                     | ⑤2回実施   |  |  |  |   |